

令和7年度
三豊市保育施設・認定こども園（保育所枠）
利用案内



お問い合わせ

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1
三豊市健康福祉部 保育幼稚園課
T E L 0875-73-3036
F A X 0875-73-3023
E-Mail hoiku@city.mitoyo.lg.jp



1. 保育所・小規模保育事業所・認定こども園の違い

区分	保育所	小規模保育事業所	認定こども園	
			保育所枠	幼稚園枠
利用条件	保護者の就労などの理由により、子どもを保育できない場合に利用できます。	保護者の就労などの理由により、子どもを保育できない場合に利用できます。	保護者の就労などの理由により、子どもを保育できない場合に利用できます。	保護者の就労などにかかわらず、誰でも利用できます。
対象年齢	0歳児～5歳児	0歳児～2歳児	0歳児～5歳児	3歳児～5歳児

※施設により、受入月齢、年齢が異なります。(17. 三豊市内の保育施設等一覧(裏表紙)参照)



2. 保育施設等を利用できる方

保育施設等(保育所・小規模保育事業所・認定こども園(保育所枠))とは、保護者が仕事や妊娠出産などの理由により家庭で児童の保育ができない場合、小学校に入学するまでの児童を保護者に代わり保育する児童福祉施設です。

保育施設等は、次の項目をすべて満たす方が利用できます。

- (1) 原則、児童及び保護者が三豊市内に住民登録されていること。
- (2) 保護者のいずれもが下記表の「保育の必要な事由」に該当していること。

下記表の「保育の必要な事由」に該当しなくなった場合は、利用解除(退所・退園)となります。

保育の必要な事由 (認定事由)	保護者の状況	利用できる期間
就労	月60時間以上の就労をしている	就労が継続している間
妊娠・出産	母親が産前産後であること	分娩予定月の前後2か月 (5か月間)
疾病・障がい	病気やけが、障がいを有しており、保育が困難な状態	疾病等が回復するまで
親族の介護・看護	親族を常に介護することが必要で、保育が困難な状態	介護・看護の必要がなくなるまで
災害・復旧	地震、風水害等の災害復旧にあたっている	復旧が終了するまで
求職活動	求職活動のため、保育が困難な状態	3か月間
就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学中	就学期間中
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると市が認める場合	必要な期間
育児休業	既に保育サービスを利用している子どもが、育児休業取得中に継続で利用する必要がある場合	原則、生まれた子が1歳に達する月の末日まで
その他市が認める場合	上記以外の理由で児童福祉等の観点から、特に保育の必要性が高いと判断した場合	必要な期間

3. 認定とは

認定区分	対象となる児童	利用できる施設				
		保育所	小規模保育事業所	認定こども園		幼稚園
				保育所枠	幼稚園枠	
1号	満3歳以上で、小学校就学前の児童				○ 〔公立は3歳児から受入〕	○ 〔3歳児から受入〕
2号	満3歳以上で、保護者が「保育の必要な事由」に該当する小学校就学前の児童	○	○ 〔2歳児クラスのみ受入〕	○		
3号	満3歳未満で、保護者が「保育の必要な事由」に該当する児童	○	○	○		

幼稚園や保育施設等を利用していただくためには、下記のいずれかの認定を受けることが必要です。

4. クラス年齢について

クラス年齢	生年月日
0歳児	2024年（令和6年）4月2日～
1歳児	2023年（令和5年）4月2日～2024年（令和6年）4月1日
2歳児	2022年（令和4年）4月2日～2023年（令和5年）4月1日
3歳児	2021年（令和3年）4月2日～2022年（令和4年）4月1日
4歳児	2020年（令和2年）4月2日～2021年（令和3年）4月1日
5歳児	2019年（平成31年）4月2日～2020年（令和2年）4月1日



5. 保育時間について

「保育を必要とする事由」及び「保護者の就労状況など」に応じて「保育短時間（1日最長8時間）」または「保育標準時間（1日最長11時間）」のいずれかに認定されます。

認定区分	保育の必要な事由
短時間	就労、妊娠・出産、疾病・障がい、親族の介護・看護、災害・復旧、就学、虐待・DV、その他市が認める場合、 求職活動、育児休業
標準時間	就労、妊娠・出産、疾病・障がい、親族の介護・看護、災害・復旧、就学、虐待・DV、その他市が認める場合

認定区分	保育時間	
短時間	平日	8時30分～16時30分
	土曜日	私立：8時30分～16時30分 公立：8時30分～12時30分 《高瀬南部保育所と松崎保育所は、8時30分～16時30分》
標準時間	平日	7時30分～18時30分 《認定こども園 虹ヲわたりは、7時00分～18時00分》
	土曜日	私立：7時30分～18時30分 《認定こども園 虹ヲわたりは、7時00分～18時00分》 公立：7時30分～12時30分 《高瀬南部保育所と松崎保育所は、7時30分～18時30分》

※ 土曜保育を利用できるのは、保護者の方が就労などで保育できない場合のみです。

《備考》

- ・ いずれの認定区分の場合も、最長の保育時間で保育するとは限りませんのでご注意ください。実際の保育時間は、保護者の就労時間などを考慮して、保護者と利用施設との調整により決定します。
- ・ 保育施設等は、就労などの理由で「保育を必要とする時間」のみ児童を保護者に代わって保育する施設です。買い物など、保護者の私的な用事で保育することはできませんので、あらかじめご了承ください。

6. 延長保育について

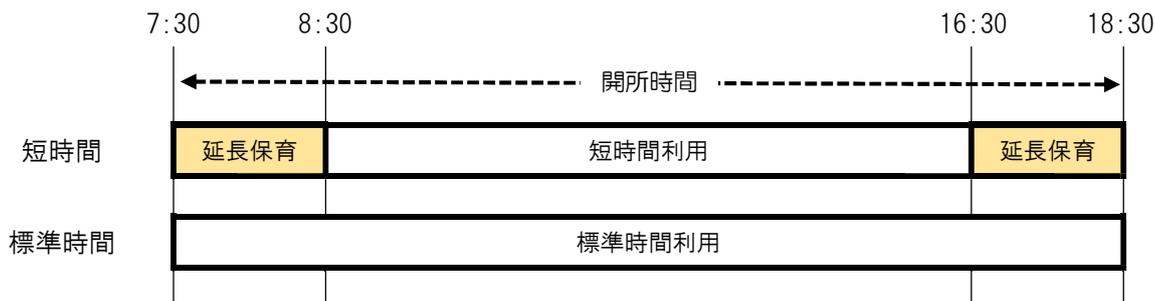
保育時間を超えて延長保育の利用を希望する場合は、事前に利用施設へご相談ください。
延長保育は、月額保育料とは別に延長保育料が発生します。

公立保育所、公立認定こども園

※延長保育料は1日の合計時間ではなく、8時30分より前と16時30分を超えた分のそれぞれで、1時間あたり100円が必要です。(1時間に満たない場合も100円)

(例) 短時間認定の児童が8時18分～16時46分まで利用した場合の延長保育料は、200円です。
 200円(内訳: 8時18分～8時29分…100円、16時31分～16時46分…100円)

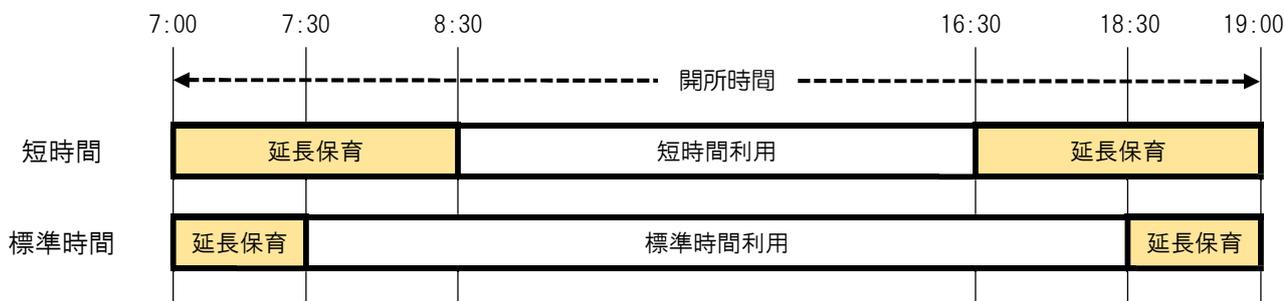
平日の延長保育時間



私立保育所・私立認定こども園及び小規模保育事業所

延長保育料については、施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

(例) 開所時間が7時00分～19時00分、標準時間設定が7時30分～18時30分の施設の場合



7. ならし保育について

初めての集団生活は、子どもにとって心身ともに大きな負担となります。
 入所(園)後、情緒が安定し、集団生活が楽しく送れるようになるまで「ならし保育」を行っています。
 期間は児童の状況や施設によって異なりますが、通常3週間程度です。



8. 利用申込について

- ◆ 保育施設等の利用希望者は、現在利用中の方も含め、毎年度の申し込みが必要です。
- ◆ 申込書類が揃っていない場合は、入所(園)選考を行うことができませんのでご注意ください。
- ◆ 利用申込をしたが利用できず育児休業を延長し、育児休業給付金の支給期間を延長する場合、「市が発行する入所保留通知書」と「利用申込書の写し」が必要です。
申し込み後は、提出された利用申込書の写しをお渡しすることはできませんので、提出前にご自身で写しを取って保管するようにしてください。
育児休業給付金の詳細については、お勤め先またはハローワークにお問い合わせください。
- ◆ 日曜日、休日、祝日、年末年始は休所(園)します。
なお、事前連絡により特別に休所(園)することがあります。
- ◆ 申し込み状況により、異年齢混合クラスとなることがあります。
- ◆ 年度内の転所(園)は非常に難しいので、よく検討した上で申し込みください。
- ◆ 施設により違いはありますが、入所(園)式・親子遠足・保育参観・運動会・生活発表会・修了式などの行事があります。
- ◆ マイナポータルサイトからも申し込みできます。



(1) 受付期間・受付場所について

- ・先着順ではありませんので、受付期間内に申し込みください。
- ・受付時に、利用申込書類を持ってこられた方の本人確認をします。
本人確認書類(マイナンバーカードなど)をお持ちください。

年度当初(4月)からの利用希望受付

- ・2次募集は、受け入れが可能な施設のみ選考の対象となります。

	受付期間	受付場所	結果通知(予定)
1次募集	令和6年11月1日(金) ～ 11月22日(金)	利用希望の保育施設等 または 保育幼稚園課(市役所3階)	令和7年1月下旬
2次募集	令和6年12月2日(月) ～ 令和7年2月7日(金)	保育幼稚園課 (市役所3階)のみ	令和7年2月下旬

《受付時間》 利用希望の保育施設、こども園：開所(園)時間内
保育幼稚園課窓口(市役所3階)：開庁時間内(8:30～17:15)

年度途中(5月以降)からの利用希望受付

- ・0～2歳児の年度途中での利用は、申込者数が多く例年入所(園)が難しい状況です。ご了承ください。

受付期間	受付場所	結果通知(予定)
令和6年12月2日(月)～利用希望月の前々月25日まで (例) ① 5月1日からの利用希望 ⇒申込締切：3月25日まで ② 6月17日からの利用希望(「小規模保育園ひまわり」0歳児のみ月途中可) ⇒申込締切：4月25日まで ③ 7月1日からの利用希望 ⇒申込締切：5月23日まで ※ 25日が市役所閉庁日の場合、その前の開庁日	保育幼稚園課 (市役所3階)のみ	利用希望月の 前月上旬

《受付時間》 保育幼稚園課窓口(市役所3階)：開庁時間内(8:30～17:15)

(2) 利用申込に必要な書類について

※利用申込書類の内容が事実と相違する場合は、
保育施設等を利用できなくなる場合があります。

全ての方が必要な書類 《子ども一人につき1部》

様式は、市ホームページにも掲載しています。ご利用ください。

① 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書（様式第1号）

※記入いただいた施設のみについて選考します。

このため、複数の施設を記入いただくことをお勧めします。

② 三豊市保育施設等利用申込補助調査票

③ 下記表で、該当する必要書類《保護者一人につき1部》

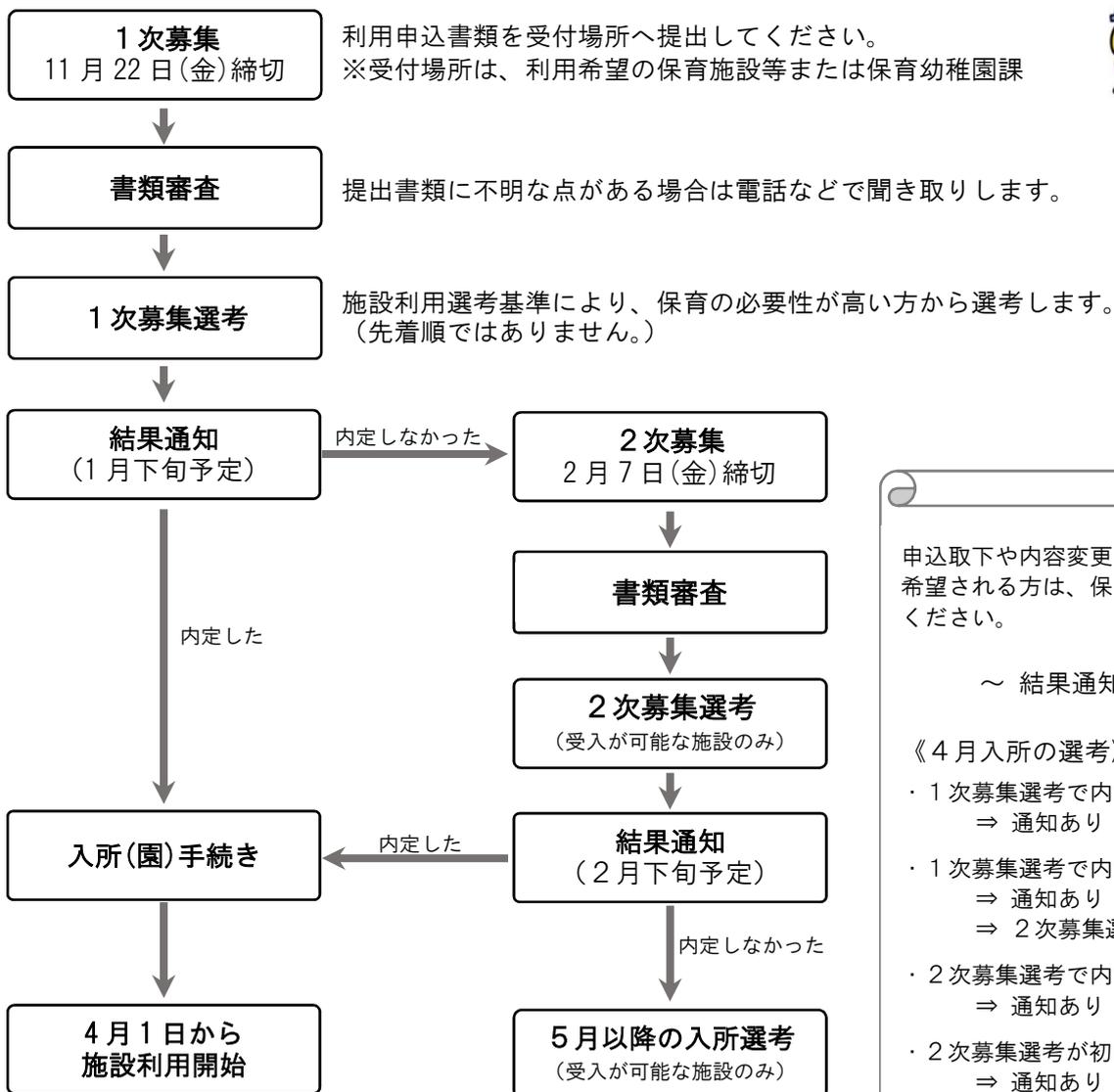
保育の必要な事由 (認定事由)	保護者の状況	必要書類 (保育が必要であることを証する書類)
就労	月60時間以上の就労をしている	就労証明書
妊娠・出産	母親が産前産後であること	母子手帳(写し) (保護者名がわかる「表紙」と 「分娩予定日」のページ)
疾病・障がい	病気やけが、障がいを有しており、保育が困難な状態	診断書または障害者手帳(写し)
親族の介護・看護	親族を常に介護することが必要で、保育が困難な状態	状況申立書と診断書等
災害・復旧	地震、風水害等の災害復旧にあっている	罹災証明等
求職活動	求職活動のため、保育が困難な状態	求職活動申出書
就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学中	就学証明書と 就学時間が確認できる書類
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると市が認める場合	届出(写し)
育児休業	既に保育サービスを利用している子どもが、 育児休業取得中に継続で利用する必要がある場合	育児休業期間が記載された 就労証明書 ※転入予定者は在所(園)証明書
その他市が認める場合	上記以外の理由で児童福祉等の観点から、 特に保育の必要性が高いと判断した場合	それが分かる書類

該当する方のみが必要な書類 《世帯につき1部》

世帯状況	必要書類
生活保護世帯	生活保護受給証明書の写し
ひとり親世帯	以下の①～③のいずれかの写しひとつ ① 児童扶養手当受給者証書 ② 母子及び父子家庭等医療費助成受給者証 ③ 婚姻していないことが分かる戸籍謄本
在宅障がい児(者)のいる世帯 (児童本人・保護者・きょうだい)	以下の①～③のいずれかの写しひとつ ① 身体、精神障害者手帳 ② 療育手帳 ③ 特別児童扶養手当証書
令和6年1月1日に海外に住所があった 保護者がいる方	令和5年中(R5.1.1～R5.12.31)の所得が分かる書類
三豊市内に住所がない保護者の方 (転入予定・単身赴任等)	以下の①～③のいずれかの写しひとつ ① マイナンバーカード ② 個人番号通知カード ③ マイナンバー入りの住民票

9. 申込から利用までの流れ

年度当初（4月）からの利用希望の場合



申込取下や内容変更(希望施設変更等)を希望される方は、保育幼稚園課までご連絡ください。

～ 結果通知について ～

《4月入所の選考》

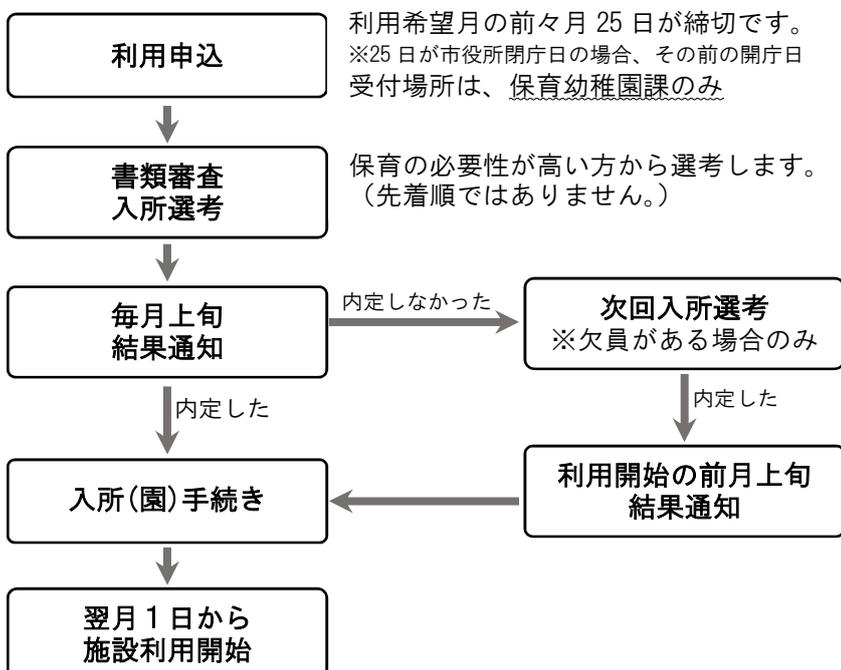
- ・1次募集選考で内定した場合
⇒ 通知あり
- ・1次募集選考で内定しなかった場合
⇒ 通知あり
⇒ 2次募集選考の対象
- ・2次募集選考で内定した場合
⇒ 通知あり
- ・2次募集選考が初回で内定しなかった場合
⇒ 通知あり
- ・2次募集選考で再度内定しなかった場合
⇒ 通知なし

《5月以降の入所選考》

- ・空きを待つ*1を選択された方は翌月以降も選考対象となるが、2次募集同様に内定しなかった場合は、通知しません。

*1「三豊市保育施設等利用申込補助調査票」【裏面】の項目「保育施設等の空きを待つ」を選択した方

年度途中（5月以降）からの利用希望の場合





10. 入所（園）選考について

- (1) 三豊市特定教育・保育施設等の利用に関する利用選考基準に基づき選考します。
現在利用している施設を継続利用できるとは限りません。
- (2) 「教育・保育給付認定申請書兼利用申込書」に記入いただいた施設のみについて選考します。
このため、複数の施設を記入いただくことをお勧めします。
- (3) 保育施設等の定員に達した場合などは、入所（園）できないことがあります。
また、第1希望の施設に入所（園）できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- (4) 保育料を滞納した場合（過去滞納分も含む）は、選考に影響します。

11. 退所（園）について

- (1) 転出や保育の必要がなくなったなどの理由で退所（園）する場合は、退所（園）する日の2週間前までに必ず利用施設または保育幼稚園課に申し出てください。
- (2) 入院や母親の里帰り出産などに伴う2か月を超える長期の欠席は、退所（園）をお願いしています。
再度、保育施設等の利用を希望する場合は、利用申込が必要です。
施設の空き状況により、同じ施設を利用できない場合もあります。

12. 家庭状況などの変更に伴う届出について

利用申込後に、家庭状況に変更があった場合は、速やかに利用施設または保育幼稚園課に届出してください。

変 更 例	届 出
保育時間を変更する場合 (標準時間⇄短時間)	届出があった翌月からの変更となります。 変更申請は毎月20日が締切です。 ※20日が市役所閉庁日場合は、その前の開庁日まで提出してください。
保育を必要とする事由に変更があった場合	
仕事を退職、または就職が決まった場合 勤務先の変更、勤務内容に変更があった場合	
三豊市外へ転出する場合	転出する日程が決まり次第、速やかに届出してください。
三豊市内で住所を変更した場合	変更があれば速やかに届出してください。
氏名に変更があった場合	
その他家庭状況に変更があった場合 (妊娠、婚姻、離婚など)	



13. 保育料について

0歳児～2歳児 保育施設等保育料一覧表による
3歳児～5歳児 無料

- (1) 公立保育所、私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所も保育料に差はありません。
- (2) 保育料は、保護者の市民税所得割額の合計額で算定し、保育時間認定区分により決定します。
- (3) 保護者(原則として両親)の収入合計額が103万円未満の場合は、別途同居親族も算定対象となります。
- (4) 保育料は、保育施設等を利用している期間、毎月納めていただきます。
毎月25日(金融機関が休業日の時は翌営業日)に届出の預金口座から当月分を振替いたします。
※ 私立認定こども園・小規模保育事業所は、施設へお支払いいただきます。各施設へお問い合わせください。
- (5) 保育料の納付が確認できない場合は、保育料に加えて督促手数料(100円)を納めていただきます。
- (6) 保育料の未納が3か月を超える場合には、児童手当から天引きさせていただくこともあります。
- (7) 令和7年4月分から8月分の保育料は、令和6年度の市民税所得割額で算定します。
9月分から令和8年3月分の保育料は、令和7年度の市民税所得割額で算定します。
市民税所得割額の変更等により保育料が変更となる場合は、その旨通知します。
- (8) 税が未申告、税関係書類が未提出の場合、保育料は第8階層になります。
- (9) 満3歳以上で、1号または2号認定を受けた児童は、保育料が無料です。
ただし、満3歳に達して2号認定を受けた年度の保育料は、3号認定(2歳児)の額を適用します。
- (10) 保育料は、保護者等扶養義務者に負担していただくもので、利用と同時に納付義務が生じます。



◆ 令和7年度 三豊市保育施設等保育料 (0～2歳児)

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	
階層区分	定義	標準時間認定	短時間認定
第1	生活保護法による被保護世帯など	0円	0円
第2	第1階層を除き、市民税非課税世帯	0円	0円
第3	市民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	12,000円
第4		97,000円未満	23,500円
第5		169,000円未満	35,000円
第6		301,000円未満	44,000円
第7		397,000円未満	45,000円
第8		397,000円以上	45,000円

《備考》

- ・ 市民税所得割額の計算には、寄付金控除、外国税額控除、配当控除及び住宅借入金等特別控除の適用はありません。
- ・ 保育施設または幼稚園等に通っている児童が2人以上いる場合は、2人目の保育料が半額になります。
- ・ 現に扶養する子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の児童は、保育料が免除になります。
- ・ 市民税所得割額が57,700円未満の場合は、現に扶養している子どものうち第2子の保育料が半額になります。

「ひとり親世帯」または「児童・きょうだい・保護者で障害者手帳等をお持ちの方がいる世帯」で、第3、4階層(市民税所得割額が77,101円未満)の場合 ※ 第2子以降の保育料は免除		
各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分	利用者負担額 (月額)	
	標準時間認定	短時間認定
第3	5,500円	5,400円
第4 (市民税所得割額が77,101円未満の世帯)	9,000円	9,000円

◆ 口座振替ができる金融機関

- ・ 香川県農業協同組合
- ・ 香川銀行
- ・ 香川県信用組合
- ・ 百十四銀行
- ・ 観音寺信用金庫
- ・ 四国労働金庫
- ・ 高松信用金庫
- ・ 中国銀行
- ・ ゆうちょ銀行
- ・ 西日本信用漁業協同組合連合会

◆ 保育料以外の主な経費 (公立)

- ・ 給食費・・・無料(私立は主食費上限：月額1,000円、副食費上限：月額4,700円までが無料)
- ・ 日本スポーツ振興センター会費(災害共済)・・・月額200円～240円(施設の形態による)
- ・ その他・・・保護者会費(月額300円～500円)、絵本代(月額400円程度)

※ 私立保育所・私立認定こども園・小規模保育事業所の保育料以外に必要な経費は、各施設にお問い合わせください。

14. 育児休業中の保育施設等利用の取扱いについて

(1) 育児休業中に職場復帰のため新規で利用申込する場合

育児休業中に利用が決定した場合、利用月の翌月中旬までに職場復帰することが利用の条件となります。

(例) 令和7年4月1日から利用 ⇒ 令和7年5月15日職場復帰

(2) 施設利用中に新たに生まれた子どもの育児休業を取得する場合

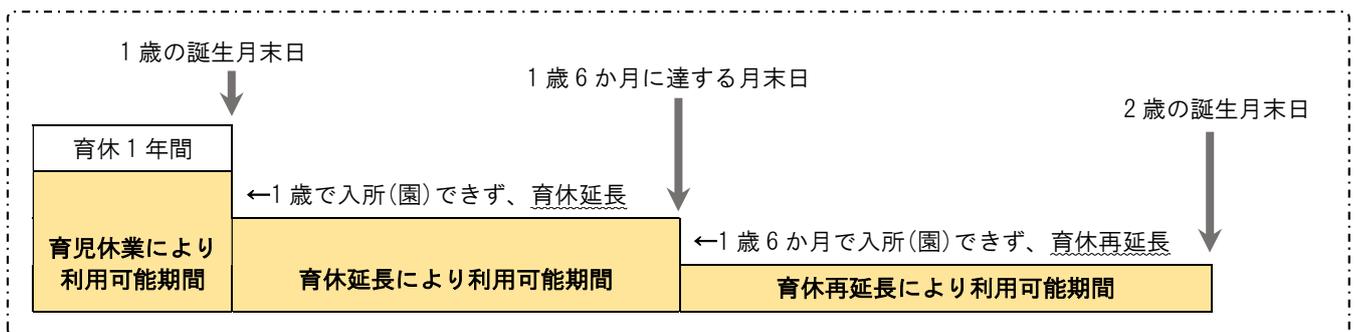
施設利用中の子どもの環境の変化に配慮し、原則、生まれた子どもが1歳に達する月の末日まで育児休業を取得しながら利用することができます。

育児休業期間が生まれた子どもが1歳に達する月より短い場合は、育児休業終了月の末日まで育児休業を取得しながら利用することができます。

育児休業期間が生まれた子どもが1歳に達する月より長い場合は、1歳に達する月の末日まで育児休業を取得しながら利用することができます。

(3) 生まれた子どもが1歳に達する月の末日を超えても、入所(園)できなかつた場合

- 1歳の誕生月の利用申込をしたが、入所(園)できず、育児休業を1歳6か月まで延長した場合 ⇒ 1歳6か月に達する月の末日まで延長することができます。
- 1歳6か月の誕生月の利用申込をしたが、入所(園)できず、育児休業を2歳まで延長した場合 ⇒ 2歳に達する月の末日まで再延長することができます。
- 1歳の誕生月に、上の子どもが5歳児クラスを利用している場合 ⇒ 育児休業を1年超えても年度末まで利用できます。



- ※ 利用申込をしたが利用できず育児休業を延長し、育児休業給付金の支給期間を延長する場合、「市が発行する入所保留通知書」と「利用申込書の写し」が必要です。
申し込み後は、提出された利用申込書の写しをお渡しすることはできません。
提出前にご自身で写しを取って保管するようにしてください。
育児休業給付金の詳細については、お勤め先またはハローワークにお問い合わせください。

(4) 育児休業から職場復帰する場合

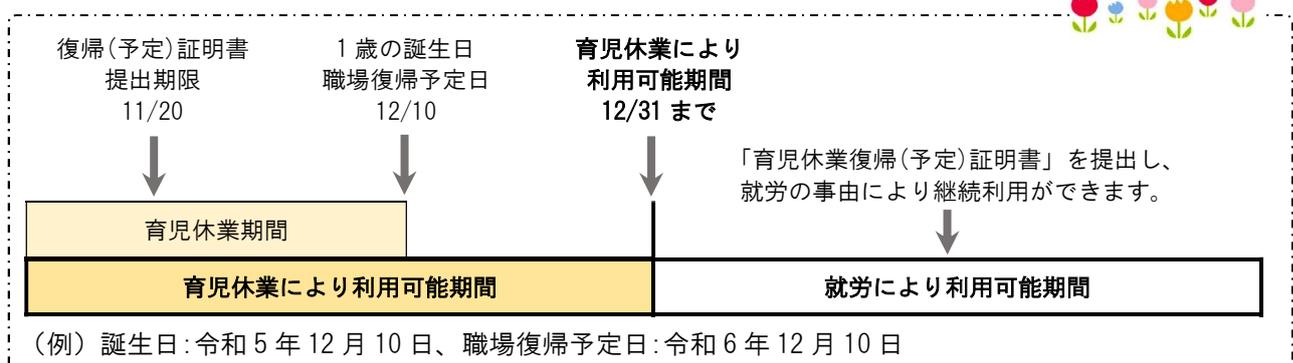
育児休業から復帰する場合は「育児休業復帰(予定)証明書」を提出してください。

① 職場復帰のため、新規で利用する場合

利用開始月の20日(20日が閉庁日の場合はその前の開庁日)までに、利用施設または保育幼稚園課に提出してください。

② 育児休業で施設を利用中で、職場復帰する場合

職場復帰月の前月20日(20日が閉庁日の場合はその前の開庁日)までに、利用施設または保育幼稚園課に提出してください。また、保育時間を標準時間へ変更が必要な場合は「教育・保育給付認定変更申請書」を併せて提出してください。



15. 保育施設等の利用受付期間一覧

入所希望月	申込期間		受付場所	結果通知(予定)	
	開始	終了			
4月	1次募集	令和6年11月1日	令和6年11月22日	利用希望の保育施設等 または 保育幼稚園課(市役所3階)	令和7年1月末頃
	2次募集 *1	令和6年12月2日	令和7年2月7日	保育幼稚園課 (市役所3階)	令和7年2月末頃
5月	令和6年12月2日	令和7年3月25日	保育幼稚園課 (市役所3階)	令和7年4月上旬	
6月		令和7年4月25日		令和7年5月上旬	
7月		令和7年5月23日		令和7年6月上旬	
8月		令和7年6月25日		令和7年7月上旬	
9月		令和7年7月25日		令和7年8月上旬	
10月		令和7年8月25日		令和7年9月上旬	
11月		令和7年9月25日		令和7年10月上旬	
12月		令和7年10月24日		令和7年11月上旬	
1月		令和7年11月25日		令和7年12月上旬	
2月		令和7年12月25日		令和8年1月上旬	
3月		令和8年1月23日		令和8年2月上旬	

*1 1次募集で欠員があった場合のみ、2次募集者の選考をします。

16. 0歳児の月齢による受入可能月一覧



【小規模保育園ひまわり】

生後57日目(8週間目の翌日)から受入可能

<例>令和7年3月1日出生 → 令和7年4月27日から受入可能

受入可能月	生後2か月を経過した翌月から受入可能な施設 ・虹ヲわたり ・小規模保育園おひさまランド	生後3か月を経過した翌月から受入可能な施設 ・めみか保育園 ・高瀬南部保育所 ・スマはび丘の上 station ・小規模保育園つぼみ ・スマはび保育園茶々station ・スマはび保育園空と海 station	生後8か月を経過した翌月から受入可能な施設 ・公立保育所 (高瀬南部保育所を除く) ・仁尾こども園 ・財田こども園
4月	令和7年1月生まれ	令和6年12月生まれ	令和6年7月生まれ
5月	令和7年2月生まれ	令和7年1月生まれ	令和6年8月生まれ
6月	令和7年3月生まれ	令和7年2月生まれ	令和6年9月生まれ
7月	令和7年4月生まれ	令和7年3月生まれ	令和6年10月生まれ
8月	令和7年5月生まれ	令和7年4月生まれ	令和6年11月生まれ
9月	令和7年6月生まれ	令和7年5月生まれ	令和6年12月生まれ
10月	令和7年7月生まれ	令和7年6月生まれ	令和7年1月生まれ
11月	令和7年8月生まれ	令和7年7月生まれ	令和7年2月生まれ
12月	令和7年9月生まれ	令和7年8月生まれ	令和7年3月生まれ
1月	令和7年10月生まれ	令和7年9月生まれ	令和7年4月生まれ
2月	令和7年11月生まれ	令和7年10月生まれ	令和7年5月生まれ
3月	令和7年12月生まれ	令和7年11月生まれ	令和7年6月生まれ

17. 三豊市内の保育施設等一覧

- ・三豊市内には私立・公立の保育所と認定こども園、私立の小規模保育事業所があり、住所にかかわらず、市内どこの保育施設等に申し込みできます。
- ・日曜日、休日、祝日、年末年始は休所(園)します。また、事前連絡により特別に休所(園)することがあります。
- ・各施設は見学ができます。ご希望の方は、施設に直接連絡し、見学日程の調整をお願いします。

(注) 認定された保育時間(標準時間または短時間)以外の利用は、延長保育料が発生します。

区分	公・私	施設名	所在地	電話番号 (0875)	受入年齢					開所・開園時間 (注)		定員	
					0歳児			1 〜 2 歳児	3 〜 5 歳児	平日	土曜日		
					生後2か月 (57日)目 から	下記月齢を経過した翌月から							
保育所	私	めみか保育園	豊中町岡本 324 番地 1	23-6911			●	●	●	●	7:30~19:00	7:30~19:00	60
	公	高瀬中央保育所	高瀬町新名 797 番地 1	72-5986				●	●	●	7:30~18:30	7:30~12:30	140
		高瀬南部保育所 (☆)	高瀬町下麻 653 番地 2	74-6232			●	●	●	●	7:00~19:00	7:30~18:30	120
		山本保育所	山本町大野 455 番地 2	63-3019				●	●		7:30~18:30	7:30~12:30	90
		三野保育所	三野町大見甲 3864 番地 1	72-5343				●	●	●	7:30~18:30	7:30~12:30	160
		豊中保育所	豊中町本山甲 2256 番地 1	62-2010				●	●		7:30~18:30	7:30~12:30	120
		松崎保育所 (☆)	詫間町松崎 2780 番地 445	83-2115				●	●	●	7:00~19:00	7:30~18:30	90
		詫間保育所	詫間町詫間 2024 番地 2	83-2143				●	●	●	7:30~18:30	7:30~12:30	120
		須田保育所 ※令和8年3月末で閉所予定	詫間町詫間 5798 番地	83-3037					●	●	7:30~18:30	7:30~12:30	70
認定こども園	私	幼保連携型認定こども園 虹ヲわたり	高瀬町比地 181 番地 1	23-6690		●	●	●	●	●	7:00~19:00	7:00~18:00	(1号)10 (2・3号)50
		幼保連携型認定こども園 スマはび丘の上 station	高瀬町上高瀬 2024 番地 2	72-0083			●	●	●	●	7:30~19:00	7:30~19:00	(1号)15 (2・3号)30
	公	幼稚園型認定こども園 山本幼稚園	山本町大野 423 番地	63-3555						●	7:30~18:30	7:30~12:30	(1号) 30 (2号)120
		幼保連携型認定こども園 仁尾こども園	仁尾町仁尾丁 636 番地 1	82-3292				●	●	●	7:30~18:30	7:30~12:30	(1号) 15 (2・3号)135
		幼保連携型認定こども園 財田こども園	財田町財田上 1417 番地 1	67-2160				●	●	●	7:30~18:30	7:30~12:30	(1号) 15 (2・3号)110
小規模保育事業所	私	小規模保育園つぼみ	豊中町本山甲 667 番地 5	23-7235			●	●	●		7:30~18:30	7:30~18:30	12
		小規模保育園おひさまランド	高瀬町羽方 349 番地 1	23-7336		●	●	●	●		7:30~18:30	7:30~18:30	12
		小規模保育園ひまわり	三野町下高瀬 1541 番地 1	73-4635	●	●	●	●	●		7:00~19:00	7:00~19:00	19
		スマはび保育園 茶々station	高瀬町下勝間 131 番地 1	24-8131			●	●	●		7:30~19:00	7:30~19:00	19
		スマはび保育園 空と海 station	三野町下高瀬 1285 番地 2	24-8105			●	●	●		7:30~19:00	7:30~19:00	19

☆印がついている施設は、運営業務を(株)小学館アカデミーに委託しています。